

## 取組事例

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
○		○			○	○	

## 基本情報

企業名	(株)ケア・サービス・アイ
業種	介護事業所
都道府県	福井県
従業員数 (3/31時点)	54人 正規職員 24人 非正規職員（パートタイム労働者・有期雇用労働者）29人
事業概要	訪問介護、小規模多機能型居宅介護、グループホーム及び放課後等デイサービスを運営する。 事業場数 県内2か所

## 取組のポイント・概要

背景	平成29年に福井県民生活協同組合の子会社となったことを機に、またパートタイム・有期雇用労働法が中小企業にも適用となることを踏まえ、パート・有期雇用労働者の雇用管理を見直し、段階的に制度を整備している。福祉における安定した労働力確保は重要な課題であり、パート・有期雇用労働者の処遇改善により、長く戦力となる社員を育成する狙い。
----	--

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
基本給	職種ごとに時給で支給。	人事処遇制度導入により、「パート社員」「エルダー社員」「アルバイト」の賃金テーブルに基づき支給。人事考課により昇給する制度とした。
賞与	支給なし。	
通勤手当	通勤距離が2キロ以上の者は全ての社員に同基準で支給。	
役職手当、 遠隔地勤務 手当・補助、 年始手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務手当 常勤（正規）社員のみ支給</li> <li>・資格手当 常勤社員のみ支給</li> <li>・処遇改善手当 常勤社員、パート社員、エルダー社員に支給。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務手当 パート社員、エルダー社員にも支給</li> <li>・資格手当 パート社員、エルダー社員にも支給</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処遇改善手当 パート社員、エルダー社員への支給額を増額し、月額 11,000 円加算。自己都合により勤務時間が月 20 時間以下の場合は 2,500 円加算。</li> </ul>
教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育訓練 常勤社員、パート社員、エルダー社員対象</li> <li>・ 能力開発支援制度（個人ごとの研修参加）は常勤職員のみ対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 能力開発支援制度 パート社員、エルダー社員も対象とした。</li> </ul>

効果	人事処遇制度をパート社員にも対象としたことから、モチベーションの向上、離職率の低下、顧客へのサービス向上に繋がっている。
----	--

## 取組の詳細

### 取組に向けた検討プロセス

- ① 平成29年2月に福井県民生活協同組合のグループ企業になったことで、親会社の人事制度にならった人事評価制度等を導入することを検討。
- ② 平成29年12月1日、パート社員、エルダー社員も対象とした「人事・処遇制度」を導入。
- ③ 職務手当、教育訓練をパート社員、エルダー社員も対象とする。
- ④ 平成30年4月 パート社員、エルダー社員に処遇改善手当の増額を決定。
- ⑤ 中小企業であり、法施行までに段階的に見直しを図っている。

### 待遇の改善状況の詳細

#### 【雇用形態区分の明確化】

非正規雇用労働者は「パート社員」「エルダー社員」「アルバイト」と雇用形態によって区分を設けた。

〔パート社員〕無期契約で転勤および職務異動不可のパート社員。

但し、65歳を過ぎた場合は有期雇用契約とし1年ごとに契約更新。

〔エルダー社員〕65歳以上の有期雇用のパートタイム労働者。

1年または6か月ごとに契約更新。

※現在は在籍者がおらず、事実上65歳以上の者は「パート社員」の有期雇用となっている。

〔アルバイト〕週20時間未満の学生アルバイト、高齢者など。6か月ごとに契約更新。

#### 【人事処遇制度の導入】

パート社員の職種ごとの賃金テーブルを明確化した。

人事考課を年1回実施し、能力によって昇給を実施。パート社員の主任、リーダーへの役職登用を決定。役職者には職務手当として職種ごとの役職手当を設定。

〔職務手当〕

管理者2万円、主任1万円、リーダー5千円を支給。

計画作成担当者 計画1件につき500円支給

#### 【処遇改善手当】

今回の改善により、パート社員、エルダー社員への手当額を増額。算定対象職務に従事する社員に対し資格手当とは別に月額11000円加算して支給。但し、労働者都合で月20時間未満の勤務の者は2500円とした。

#### 【資格手当】

介護福祉士、ケアマネージャー、社会福祉士の有資格者は1資格につき500円支給とした。但し、正規職員は1資格につき2000円支給しており、法適用を前に検討が必要。

### 【教育訓練】

従来より、教育訓練は、職務遂行に必要な教育訓練は全ての雇用区分について、該当者全員を対象として実施していたが、今回の改善によりパート社員、エルダー社員においては正規職員と同様に能力開発支援制度の対象とした。

### 【慶弔休暇】

パート社員、エルダー社員も今期より対象とする予定。

（従来より、結婚祝金、出産祝金、家族死亡の際の弔慰金はパート社員にも支給）

### 取組による効果

- ・ 人事処遇制度の導入により、パート社員のやる気を喚起し、業務効率等に繋がっていると考えられる。